

資料8

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和4年〇月〇日
環境省水・大気環境局
水環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

シフルトリン、トルクロホスメチル、フェナリモル

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和4年10月14日（金）～ 令和4年11月13日（日）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 4通
- ・郵送 0通

（2）御意見の延べ総数 5件

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	結論としまして、シフルトリン、トルクロホスメチル、フェナリモルの登録基準値を水濁 PEC で算出した数値と 1~2 桁違いまで近づけて欲しいです。 登録基準値を算出した値には飲料水の摂取量がありますが、農薬が含まれた水道水を使用して人体に直接触れる機会は飲料水の場合だけではないと考えています。 入浴という機会です。この場合は飲料水よりも大量にそして長時間かけて皮膚から人体へ摂取されます。 その為、水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）で取り上げている基準値では不十分だと考えております。より厳しい算出式を設定して水濁 PEC との差をつめた登録基準値を求めます。どうかご検討のほどよろしくお願い致します。	水質汚濁に係る農薬登録基準の設定については、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばないように、基準値の設定を行っています。 また、水質の汚濁に関わる影響としては、農薬が流出した河川水を飲用することによる経口摂取が重要であると考えていることから、環境省では飲み水からのばく露を想定して評価行っております。
2	例え少量であったとしても農薬が溶け混じった水が自然界にあるのは大変困ります。それがどのような形で人体に触れるか、人体内に入るか不確定ですので、基準値は 0mg/l としてください。	水質汚濁に係る農薬登録基準の設定については、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばないように、基準値の設定を行っています。
3	飲用水への成分含有量は計算上、わずかとはいえ、含有されることに間違いありません。このような有毒成分が含有されれば、水の性質を悪化させ人体にも悪影響を及ぼします。残念ながら現代の科学レベルでは確認できませんが。ただし、少なくとも腸内細菌には影響を与えるには、この数値でも十分だと考えられます。その懸念を払拭するためにも、腸内細菌への悪影響が全くないことを早急に確認してください。	水質汚濁に係る農薬登録基準の設定については、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばないように、基準値の設定を行っています。 いただいた御意見につきましては、食品安全委員会に情報提供いたします。

4	承認農薬の成分数だけで605種（2022/2 現在）もの農薬成分、補助成分で1,200種も承認しておきながら、確認するのは単品の影響や数字のみで、実態を反映していない。少なくとも、使用される農薬は一か所で何百種もあることを考えると基準値をさらに100以上の数値で除す必要があるし、複数種の農薬の複合影響についても、いつまでも「検証方法が確立されていない」などという言い訳を続けるのではなく、そろそろ検証すべき時が来ているのではないのでしょうか？	複数農薬へのばく露による影響については、現段階では国際的にもその評価手法や考え方が検討されている段階であり、評価手法として確立したものではなく、現時点では評価は困難であると考えています。今後も引き続き、最新の科学的知見の収集に努めてまいります。
5	飲用水にわずかとはいえ含有されるのはいやです。	水質汚濁に係る農薬登録基準の設定については、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばないように、基準値の設定を行っています。